

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	漁港漁場事業（漁港区域海岸改良事業）					
地区名	あかばねぎょこうかいがん 赤羽根漁港海岸					
事業箇所	わかみ おつと 田原市若見町、田原市越戸町					
事業の あらまし	<p>赤羽根漁港海岸の位置する遠州灘沿岸は、静岡県御前崎から愛知県伊良湖岬に至る沿岸であり、天竜川河口を頂点として東西に緩やかに弧を描く、我が国有数の長大な砂浜海岸である。このうち、赤羽根漁港海岸は渥美半島の中央部に位置し、年間を通してサーフィン、パラグライダー、魚釣り等の海洋性レクリエーションの場として親しまれている。</p> <p>一方で、遠州灘の砂浜を構成する土砂の大部分を供給する天竜川において昭和30年代頃から多数のダムが築造されたことに伴う海岸への土砂供給量の減少や、沿岸の土砂移動を阻害する構造物の設置等により、砂浜の消失や護岸先端の洗堀が発生し、海岸の侵食が進行してきた。砂浜の侵食は優良な遠州灘沿岸の自然景観を毀損させ、海洋性レクリエーションの場としての発展可能性を阻害させるおそれがある。このため、昭和55年度から平成25年度まで背後地の侵食を抑止するとともに前面砂浜の回復を目標とし、離岸堤や根固消波工の整備を行った。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 背後地の侵食の抑止、前面砂浜の回復</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する） 該当なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	66.2億円	■工事費	66.2億円、	□用補費	億円、	□その他
事業期間	採択年度	昭和 55 年度	着工年度	昭和 55 年度	完成年度	平成 25 年度
事業内容	離岸堤 N=16基、根固消波工 L=260m					
II 評価						
①事業 目標の 達成 状況	1) 主要目 標の達 成状況	<p>【達成状況】 防護上必要な砂浜幅である20m（※）を確保できていない状態であったが、事業実施に伴い、防護上の必要幅を満たす海岸延長が延伸しており、平成28年度の調査では調査範囲3,100mの内、2,370mが必要幅を満たす結果となった。また、平均砂浜幅は約53mを確保しており、砂浜の回復・海岸侵食の抑止の目標を達成している。</p> <p>※渥美半島表浜海岸保全対策検討会（H22）の検討結果に基づく砂浜幅</p> <p>【達成状況に対する評価】 本事業により、侵食されていた前面砂浜の回復が図られ、防護上必要とされる砂浜幅についても確保し、背後地の侵食の抑止が図られ、事業目標を達成している。</p>				
	2) 副次目 標の達 成状況	<p>【達成状況】 該当なし</p> <p>【達成状況に対する評価】 該当なし</p>				

	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】				
		事業採択時	実績	備考	
② 事業効果の発現状況	事業期間	S55～H24	S55～H25		
	事業費 (億円)	工事費	78.8	66.2	
		用地補償費	-	-	
		その他	-	-	
		合計	78.8	66.2	-12.6
	効果の算定要因	砂浜が必要幅を満たす海岸延長	4m	2,370m	※
		平均砂浜幅	7m	53m	※
		<p>※調査範囲（L=3,100m）における防護上必要となる砂浜幅（20m）が確保されている延長。 事業採択時は昭和61年度（事業採択時直近の航空写真撮影時期）、実績は平成28年度（最新の航空写真撮影時期）の調査結果より算出。</p> <p>【事業期間に対する評価】 海岸侵食対策の必要範囲が広大であり、事業の進捗に時間を要していたが、概ね当初計画通りに事業が完了した。</p> <p>【事業費に対する評価】 当初は離岸堤20基を計画していたが、モニタリング調査結果より未整備区間の一部において侵食の進行が確認されなかったことから、平成20年3月に計画変更を行い、事業内容を離岸堤16基、根固消波工260mに変更したことにより、当初に対して13億円程度の事業費縮減を図った。</p> <p>【効果の算定要因に対する評価】 事業採択時は防護上の必要幅（20m）を満たす海岸延長が4mであったのに対し、事業実施後は2,370mにまで延伸し、近年では安定した状態で堆積傾向にある。また、平均砂浜幅は約53mを有する結果となり必要幅を満足している。</p>			
	に③のよ事業変る業 化環実 境施	離岸堤による堆砂効果により砂浜が回復し、海岸環境が改善された。			
	Ⅲ 対応方針（案）				
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成されており、今後の事業評価の必要はない。				
改善措置の必要性	事業目標は達成されており、改善措置の必要性はないが、引き続きモニタリング調査を実施する。				
同種事業に反映すべき事項	本事業のように、対策範囲が広大な場合は航空写真や汀線測量・深淺測量を定期的を実施して事業効果を随時把握しながら順応的管理を行うことにより、効率よく事業を進めることができる。				
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見					
赤羽根漁港海岸の対応方針（案）[改善措置等必要なし]を了承する。					
Ⅴ 対応方針					
改善措置等必要なし					